

# 和歌山県軟式野球連盟学童部

## 西牟婁支部規約

### 第一章 名称及び事務所

第1条 この部は和歌山県軟式野球連盟学童部西牟婁支部(以下本学童部という)とする。

第2条 本学童部は、田辺市、西牟婁郡内に事務所を置く。

### 第二章 目的及び事業

第3条 この規約は、本学童部が開催する学童野球について、その運営、競技等に関する事項を定め、大会の円滑化を図り、もって正しい学童野球の普及と発展並びに地域との交流を通じ地域文化の発展に寄与することを目的とする。また“学童野球を通じて子供たちの健全育成の一助となることを目指します”。

第4条 本学童部は、前条の目的を達成するために以下の事業を行う。

1. 田辺市・西牟婁郡における学童野球大会の開催。
2. 学童野球の普及、発展ならびに技術向上に関する指導。
3. 公認野球規則の普及、徹底及び審判員の技術向上に関する指導。
4. その他、本学童部の目的達成に必要な事項。

### 第三章 登録・チーム編成

第5条 本学童部は、下記クラブの加盟登録及びチーム編成を認める。

1. 小学校区

単独クラブ。

2. 合併クラブ

合併による複数校区、1クラブ

—合併の要件—

- (1) 原則隣接するクラブ同士とする。
- (2) 合併する前のクラブは廃部する。
- (3) 合併クラブは県・軟連学童部への届出日までに当支部の理事会及び代表者会議を経なければならない。（新チーム名で届け出すること）

### 3. 合同クラブ

複数クラブを合同チームに編成する。

- (1) 合同する各小学校クラブを存続させたままチーム編成を可能とする。
- (2) 合同チーム編成に校区の制限は設けない。
- (3) 各級毎に別クラブとの合同を認める。

### 4. 休部クラブの場合の一時的措置

少人数となり合併、合同クラブとせずに休部措置をとる決定をした場合。

- (1) 野球を続けたい子供たちの一時的措置として
  - ① 隣接又は近隣チームに登録すること。
  - ② 登録できるチームは1チームとし、休部小学校の野球をしたい子供は、登録したチーム以外に入ることは認めない。
- (2) 休部チームについて
  - ① 出来る限り早期に復活できるように努力しなければならない。
  - ② 休部チームは、責任代表者を毎年学童西牟婁支部へ報告しなければならない。
  - ③ 相当期間（3年程度）その努力が認められない場合、学童西牟婁支部は理事会の承認のもと廃部を勧告することができる。廃部となった場合の合併チームを新たに決めることも可能とする。

### 5. 上記2.3項は、学校の統合、クラブの廃部等で野球はしたいがチームを作れない。1～2人でも怪我、体調を崩すと試合が出来ない等選手たちの救済措置のため合併・合同等を認める。理事会は、こうした考え方と合致した申し出であるか等協議すること。

### 6. チームの編成について

- (1) チームの編成はA級、B級、C級としA級は6年生以下、B級は5年生以下、C級は4年生以下とする。
- (2) 各級とも25名以内で編成し、同一クラブにおいて各級とも3チームまで認める。尚、1チームの登録最小人数は9名とする。（注意：県軟連学童部取り決めは、10名につき県大会出場の際は10名以上の登録が必要になります。）

## 第四章 大会の開催及び運営

第6条 第二章 第4条（1）大会の開催について、開催実績に歴史のある「田辺・西牟婁学童野球協議会」（以下本協議会という）にその運営のすべてを委託する（主催、後援含む）。

大会の運営に関する規約等は、本協議会の定めに従うものとする。

第7条 本学童部に登録の審判員は、本協議会が開催する大会に全面的に協力しなければならない。

第8条 「登録審判員制度」を設ける。

（目的）

審判員の技術の向上（特に球審）及び人材の確保を図ることを目的に制定する。

（1） 本学童部に加盟するチームは目的を達成するために毎年登録審判員を1名以上推薦し届け出しなければならない。

（2） 届け出及び運用等詳細は「大会規約並びに取り決め事項」に定める。

第9条 田辺・西牟婁学童野球協議会主催する以外の大会（既に許可している大会除く）に出場する場合は、事前に同協議会に届けること。尚、同協議会の大会と競合した場合（届け出済で許可を得た大会も含む）は、協議会の大会を優先しなければならない。

令和5年11月24日代表者会議で決定

## 第五章 指導者資格の義務化・加盟及び脱会（資格の喪失）

第10条 連盟に登録するチームの学童部の監督は、資格保有者であること。ただし、監督が資格を保有していない場合においては、同チーム内の代表者、コーチでベンチ入りすることとなるもののうち最低1名が保有していること。（スポーツ少年団の大会は2名必要につき注意）

### 2. 義務付け対象資格

- ① JSBB 公認学童コーチ
- ② JSP0 公認コーチ1（軟式野球）
- ③ JSP0 公認コーチ3（軟式野球）
- ④ JSP0 公認スタートコーチ（スポーツ少年団）
- ⑤ JSP0 公認コーチングアシスタント  
\* 旧スポーツ少年団認定員から以降登録完了した者
- ⑥ BFJ 公認野球指導者基礎1（U12）

（令和5年12月21日全軟連発368 公益財団法人 全日本軟式野球連盟）

令和6年11月23日代表者会議で承認

第 11 条 (1) 本学童部に加盟する各学校のクラブは、本会が指定する日に支部登録（会費納入）を行うことで、その年度の出場資格を取得する。出場資格のない各学校のクラブは、合同チームへの参加も認めない。

(2) 本学童部に加盟するクラブは、スポーツ少年団にも登録しなければならない。

上記 (2) 令和 2 年 2 月 1 日代表者会議で決定

第 12 条 以下の各号に該当するときは、その資格を喪失する。

1. 自ら脱会の意を表明したとき。
2. 除名の処置をとられたとき

## 第六章 役 員

第 13 条 本学童部に下記の役員を置く。

1. 学童部長 1名
2. 副部長 若干名
3. 理事 若干名
4. 監事 2名
5. 必要に応じ相談役・顧問を置くことができる。

第 14 条 本学童部の役員（理事・監事）は、代表者会議の決議によりこれを選出する。

学童部長は、理事の中から互選により選出しおり。

第 15 条 学童部長は、本学童部を代表し会務を総括する。

第 16 条 副部長は、理事の中から学童部長が委嘱する。

副部長は、学童部長を補佐し、学童部長に事故あるときはその職務を補佐する。

第 17 条 理事は、学童部長が委嘱する。理事は学童部長を補佐する。

第 18 条 監事は会計を監査する。

第 19 条 学童部長、副部長、理事は本協議会の役員を兼ねるものとする。本協議会の会長は、本学童部の理事会で推挙し代表者会議の決議によりこれを選出する。

第 20 条 役員の任期は 2 年とする。但し再任は妨げない。任期が満了しても後任者が就任するまではその職務を執行する。

第 21 条 役員が任期途中で退任又は欠員となった場合、後任を選出することができる。後任の任期は前任の残任期間とする。

第 22 条 本学童部の任期満了時期とは、年度の最終公式大会が終了し、その後に行われる最初の代表者会議をもって満了とする。

## 第七章 会 議

第 23 条 本学童部の会議は、「理事会」と「代表者会議」とする。

理事会は部長、副部長、理事で構成する。代表者会議は部長、副部長、理事に加え各チームの代表者で構成する。いづれも出席者の過半数をもって可決とする。

相談役、顧問も両会議に出席し必要に応じ意見を述べることができる。但し決議権はないものとする。

第 24 条 前条の会議は、必要に応じ本部長が招集、議長となって会議を進める。

第 25 条 学童野球大会（公式大会）の抽選会等大会に関する会議は、本協議会会長が必要に応じ招集し議長となる。

## 第八章 事 務 局

第 26 条 本学童部に事務局をおくことができる。

第 27 条 学童部長は、理事の中から事務局長を選出し職務を委嘱する。また事務局長は、必要に応じ事務局補佐（若干名）を選出しその職務を委嘱することができる。職務は、事務局長が指示する。

第 28 条 任期は役員の任期に準じる。

## 第九章 会 計

第 29 条 本学童部に加盟する各学校のクラブは、本学童部が定める支部登録料を納入しなければならない。

大会参加料は、本学童部が別に定めた参加料を大会毎に納入する。

合同クラブの場合（A・B・C 級共）は、別に定める参加料×合同クラブ数

県軟連学童部の登録料（A・B・C級共）は、本学童部会計に計上、会計より一括して県軟連へ振り込む。

合同チームの参加料は令和2年2月1日代表者会議で承認

第30条 本学童部（本協議会含む）の経費は以下に掲げるもので支給する。経費規程は別に定める。

1. 支部登録料
2. 大会参加料
3. 寄付金、協力金
4. その他の収入

第31条 本学童部の会計年度は、監事監査基準日（決算締め日）の翌日から次年度監事監査基準日（決算締め日）に終わる。

第32条 本学童部に会計責任者及び会計担当者を役員から選出し（但し、事務局との兼務は不可とする）その職務を委嘱する。会計責任者は会計担当者を兼務することができる。

第33条 会計責任者は、毎会計年度の予算を編成し学童部長に報告しなければならない。会計責任者は、決算書及び証拠書類を監事の監査に付し、その結果を学童部長に報告しなければならない。学童部長は、決算並びに予算について理事会及び代表者会議の承認を得なければならぬ。

第34条 任期は役員の任期に準じる。

第35条 会計書類の保管期間を次のように定める。

1. 決算書、総勘定元帳は5年間とする。
2. 会計処理伝票等証拠書類は1年間とする。

## 第十章 規 律

第36条 役員もしくは加盟するチーム（指導者、保護者含む）は、本学童部、本協議会の諸規定に違反したとき、また、品位を著しく損なう行為があった場合、学童部長又は本協議会会長が規律委員会を招集する。学童部長又は協議会会長は議長となる。

第37条 規律委員会は、学童部長・副部長及び理事で構成し（但し、違反等が当事者の場合は除く）当事者及びその関係者から事前に事実確認した上で本協議会規約第13条（規律違反の措置）の措置を決めて本協議会へ報告する。

## 第十一章 規約の変更

第38条 本規約は、代表者会議において出席者の過半数の同意を得て変更することができる。

## 第十二章 附 則

1. この規約は平成29年2月6日より施行する。
2. 令和2年2月1日一部改正（第三章第 登録・チーム編成を追加）以下章、条を繰り下げる。
3. 令和2年12月1日 第5条4項、5項文言修正（内容に変更なし）2項合併クラブの届け出、役員に相談役、顧問を置くことを可能にした。第7章第20条に相談役、顧問の決議権等を定めた。第9章第32条に会計書類の保管期間を定めた。
4. 令和4年2月13日第4章第8条に「登録審判員制度」を設ける。
5. 令和4年11月29日 第5条4項に休部チームに関する条項を追加
6. 令和5年11月24日 第9条協議会主催大会以外の大会への参加する場合の届け出事項を追加（以降の条は繰り下げる）
7. 令和6年11月23日 第五章第10条指導者資格の義務化を追加 以降の条は繰り下げる

令和6年11月23日

和歌山県軟式野球連盟学童部 西平 妻支部

学童部長 杉若 庄平

